

令和元年度第1回江別市個人情報保護審査会

日 時：令和元年7月8日（月）

江別市情報公開審査会終了後

場 所：江別市民会館23号室

1 開 会

2 議 事

(1) 会長の互選について

(2) 諮問事項

ア 潜在保育士の就業促進事業に係る個人情報の本人外収集について

(3) 報告事項

ア 平成30年度個人情報保護制度の運用状況について

(4) その他

3 閉 会

平成 30 年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表

(1) 情報公開制度

実施機関	決定区分	決定件数		前年比 (件)
		平成 30 年度	平成 29 年度	
市長	全部公開	2	4	▲ 2
	一部公開	7	5	2
	不存在	5	1	4
	計	14	10	4
教育委員会	全部公開	2	1	1
	一部公開	1	0	1
	計	3	1	2
議会	全部公開	3	2	1
	計	3	2	1
水道事業管理者	全部公開	1	1	0
	計	1	1	0
消防長	全部公開	3	3	0
	計	3	3	0
合計		24	17	7

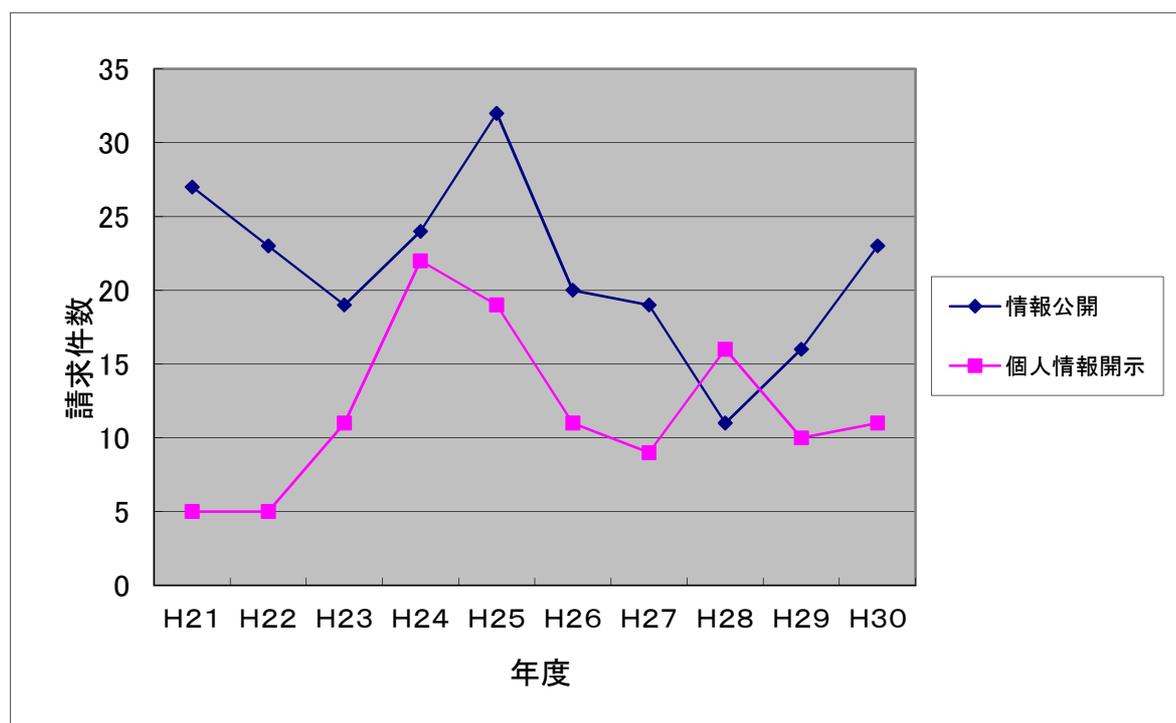
(2) 個人情報保護制度

実施機関	決定区分	決定件数		前年比 (件)
		平成 30 年度	平成 29 年度	
市長	全部開示	8	4	4
	一部開示	3	2	1
	不存在	2	1	1
	計	13	7	6
消防長	全部開示	0	1	▲ 1
	一部開示	0	2	▲ 2
	計	0	3	▲ 3
教育委員会	一部開示	0	1	▲ 1
	計	0	1	▲ 1
合計		13	11	2

情報公開及び個人情報開示請求件数の推移

(単位：件)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
情報公開	27	23	19	24	32	20	19	11	16	23
個人情報開示	5	5	11	22	19	11	9	16	10	11



平成30年度個人情報保護制度の運用状況

No.	請求内容	実施機関	決定区分	理由等
1	①住民票等証明請求書 ②戸籍証明等請求書 (平成25年5月1日～平成30年5月までの期間分)	市長	全部開示	
2	診療報酬明細書 (平成29年6月21日～平成29年11月29日分)	市長	全部開示	
3	介護認定審査で用いられた資料一式	市長	全部開示	
4	納税課との折衝の記録 (平成27年6月～平成30年9月分)	市長	一部開示	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当
5	診療報酬明細書 (平成25年10月～平成30年3月分)	市長	全部開示	
6	納税課との折衝の記録 (平成18年12月～平成20年8月分)	市長	全部開示	
7	①住民票等証明請求書 ②戸籍謄本交付申請書 (平成28年5月1日～平成30年11月1日分)	市長	一部開示 (①住民票等証明請求書)	開示請求者以外の個人情報に該当、その請求内容及び請求の存否を明らかにすることによって事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当
		市長	不存在 (②戸籍謄本交付申請書)	公開請求に係る公文書を保有していないため
8	国民健康保険の利用履歴	市長	一部開示	委任事項以外の個人情報に該当
9	要介護認定調査に関する認定調査票 (平成29年8月及び平成30年5月分)	市長	全部開示	

No.	請 求 内 容	実 施 機 関	決 定 区 分	理 由 等
10	①住民票等証明請求書 ②住民異動届 ③戸籍の届出及び戸籍に関する証明の申請書 (平成30年3月1日～平成31年2月18日分)	市長	全部開示 (①住民票等証明請求書、 ②住民異動届)	
			不存在 (③戸籍の届出及び戸籍に関する証明の申請書)	公開請求に係る公文書を保有していないため
11	介護保険主治医意見書・介護保険認定調査票一式 (平成29年2月6日～平成31年3月7日分)	市長	全部開示	

31子ども第112号
令和元年7月8日

江別市個人情報保護審査会会長 様

江別市長 三好 昇

潜在保育士の就業促進事業に係る個人情報の本人外収集について（諮問）

江別市個人情報保護条例（平成14年条例第8号）第7条第2項第8号の規定に基づき、下記について貴会の意見を求めます。

記

1 事務の名称

潜在保育士の就業促進事業に係る北海道保育士登録情報の収集事務

2 収集する個人情報

北海道に登録している保育士のうち、登録時の住所が江別市である者の次の登録情報

①氏名 ②性別 ③生年月日 ④住所

3 収集する目的

登録情報をもとに、江別市保育士等人材バンクの登録案内や各種研修・制度等の案内を行うことで、保育士資格を有しているが、結婚や出産等により離職したまま就労していない、いわゆる「潜在保育士」の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図る。

4 諮問内容

上記事業を実施するため、北海道が保有している登録保育士の登録情報を本人外収集することについて、諮問するものである。

5 収集する相手

北海道

6 その他

登録情報の保有元である北海道は、道内各市町村からの依頼に基づき、保育士登録情報を提供することを可能としている。

（健康福祉部子育て支援室子ども育成課）

潜在保育士の就労促進事業に係る個人情報の本人外収集について

1 本件事業の概要について

(1) 背景・目的

慢性的な待機児童解消のため、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が施行されて以降、保育所の新設等で計526名の定員を拡大してきたが、その一方で、保育士の確保が非常に難しい状況となっている。

そのような中、保育士資格を有しているが、結婚や出産等により離職したまま就労していない、いわゆる「潜在保育士」の存在があり、平成27年度に北海道が実施した保育士実態調査によると、潜在保育士のうち約半数が保育士としての就労を検討してもよいと回答している状況がある。

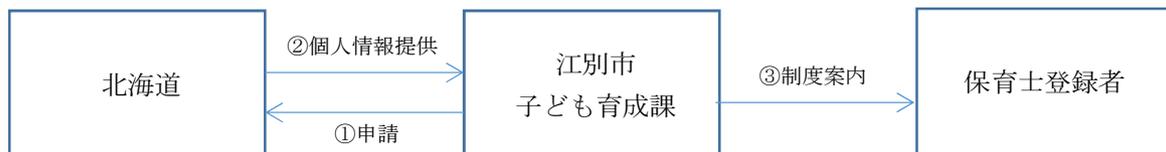
潜在保育士の保育現場への復帰を促進することで、不足している保育人材の確保へ繋げるため、下記のとおり就労促進事業を実施したいと考えている。

(2) 本件事業の実施主体

江別市

(3) 事業の内容

北海道から収集する保育士登録情報をもとに、江別市保育士等人材バンクの登録案内や各種研修・制度等の郵送案内を行うことで、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図る。



2 江別市個人情報保護審査会への諮問について

(1) 諮問内容について

北海道が所有している個人情報は、保育士登録事務のために北海道が本人から収集したものであり、江別市が当該事業を実施するために保育士登録情報を北海道から収集することについては、江別市個人情報保護条例第7条第2項の収集の制限に該当する。

しかし、所有元である北海道は、道内各市町村からの依頼に基づく個人情報の提供を可能としていることと、保育人材の確保においては、潜在保育士の就業を促進することが必要であると考えられるため、江別市個人情報保護条例第7条第2項第8号の規定に基づき、江別市個人情報保護審査会の意見を聴くものである。

(2) 収集の必要性について

当該事業は、潜在保育士に対し、各種制度の案内を行い、保育現場への復職を支援することで、保育人材の確保を図るものであり、保育人材の確保は「1 (1) 背景・目的」でも述べたとおり喫緊の課題であり、公益性が高いと考えられる。

潜在保育士に対するアプローチについては、北海道が保有している保育士登録情報を活用することが合理的であると考えられるため、登録情報を本人外収集する必要がある。

(3) 本人外収集する個人情報の類型・項目等

氏名、生年月日、性別、住所（保育士登録時の住所が江別市である登録者のみ）

(4) 個人情報の適正管理

収集した個人情報の利用目的は、当該業務の実施に限定し、収集した個人情報の第三者への提供は行わない。また、データファイルはパスワードを設定し、担当者以外の閲覧を不可能とする。